

旅客営業規則(2026年3月14日施行)の概要 (新旧比較表)

旅客営業規則の一部を次のように改正し、2026年3月14日乗車となるものから適用する。

新	旧
<p>(略)</p> <p>(乗車券類の種類)</p> <p>第19条 乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券</p> <p>ア 普通乗車券 <b>削る</b></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第22条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限りて発売する。ただし、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。</p> <p>(1) <b>削る</b></p> <p>(2) <b>削る</b></p> <p>(3) <b>削る</b></p> <p>(4) <b>削る</b></p> <p>(5) <b>削る</b></p> <p>2 (略)</p> <p>(乗車券類の発売日)</p> <p>第23条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売することがある。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p><b>有効開始日の1箇月前の日から。</b></p> <p>(2) 定期乗車券</p> <p>有効開始の日の7日前<b>の日</b>から。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第24条～第28条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(乗車券類の種類)</p> <p>第19条 乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券</p> <p>ア 普通乗車券 <u>片道乗車券</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第20条～第21条 (略)</p> <p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第22条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限りて発売する。ただし、<u>次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。</u></p> <p>(1) <u>指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合</u></p> <p>(2) <u>乗車券(通学定期乗車券を除く。)を所持する旅客に対して、その券面に未使用区間の駅(着駅以外の駅については、途中下車できる駅に限る。)を発売駅とする普通乗車券を発売する場合</u></p> <p>(3) <u>駅員無配置駅から有効となる普通乗車券、定期乗車券又は回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合</u></p> <p>(4) <u>団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合</u></p> <p>(5) <u>特別急行券及び特別車両券を発売する場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(乗車券類の発売日)</p> <p>第23条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p><u>前条第1項第2号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で、旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。</u></p> <p>(2) 定期乗車券</p> <p><u>有効開始の日の7日前から発売する。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第24条～第28条 (略)</p>

(乗車券の発売)

第29条 旅客が、列車に、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合は、普通乗車券を発売する。

(1) 削る

(2) 削る

(3) 削る

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第30条 指定救護施設に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道乗車又は往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）となる割引普通乗車券を発売する。

2 (略)

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の割引普通乗車券のみを購入するときであっても、付添人に対して往復となる割引普通乗車券を発売することがある。

(被救護者割引)

第31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、救護施設の代表者から割引証の番号、指定番号、乗車区間、乗車行程、旅行証明書番号、被救護者の氏名及び年齢、付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢、有効期限、発行年月日、施設の所在地、名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 (略)

3 (略)

第32条～第54条 (略)

(旅客運賃・料金の種類)

第55条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりする。

(1) 旅客運賃

ア 普通旅客運賃

削る

イ～オ (略)

(2)～(3) (略)

第56条～第58条 (略)

(小児の旅客運賃・料金)

第59条 小児の普通旅客運賃、定期旅客運賃又は特別急行料金は、大人の片道

(乗車券の発売)

第29条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車する場合に発売する。

(2) 削除

(3) 削除

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第30条 指定救護施設に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で第31条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道の割引普通乗車券を発売する。

2 (略)

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して復路用の片道乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、救護施設の代表者から割引証の番号、指定番号、乗車区間、乗車券の種類、旅行証明書番号、被救護者の氏名及び年齢、付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢、有効期限、発行年月日、施設の所在地、名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 (略)

3 (略)

第32条～第54条 (略)

(旅客運賃・料金の種類)

第55条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりする。

(1) 旅客運賃

ア 普通旅客運賃

片道普通旅客運賃

イ～オ (略)

(2)～(3) (略)

第56条～第58条 (略)

(小児の旅客運賃・料金)

第59条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は特別急行料金は、大人の

普通旅客運賃、定期旅客運賃又は特別急行料金をそれぞれ折半し、10円未満のは(・)数を切り上げて10円単位とした額(以下この方法を「は(・)数整理」という。)とする。

第60条～第62条 (略)

(大人普通旅客運賃)

第63条 大人の普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

第64条～第67条 (略)

(回数旅客運賃)

第68条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃  
発着区間の大人普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃  
発着区間の小児普通旅客運賃を10倍した額とする。

2 (略)

第69条～第86条 (略)

(有効期間)

第87条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

- (1) 普通乗車券

ア 削る

1日とする。ただし、乗車区間が旅客鉄道会社線にまたがり、全区間の営業キロが片道100キロメートルを超え、200キロメートルまでは2日とし、200キロメートルを超えるものは、200キロメートルを増すごとに1日を加えたものとする。

- (2)～(5) (略)

(略)

片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は特別急行料金をそれぞれ折半し、10円未満のは(・)数を切り上げて10円単位とした額(以下この方法を「は(・)数整理」という。)とする。

第60条～第62条 (略)

(大人普通旅客運賃)

第63条 大人の片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

第64条～第67条 (略)

(回数旅客運賃)

第68条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃  
発着区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃  
発着区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

2 (略)

第69条～第86条 (略)

(有効期間)

第87条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

- (1) 普通乗車券

ア 片道乗車券

1日とする。ただし、乗車区間が旅客鉄道会社線にまたがり、全区間の営業キロが片道100キロメートルを超え、200キロメートルまでは2日とし、200キロメートルを超えるものは、200キロメートルを増すごとに1日を加えたものとする。

- (2)～(5) (略)

(略)

その他所要の規定の整備を行う。